

## このような場合にご利用いただけます

賃金その他の労働条件、経営、人事、団体交渉など使用者と労働組合の間に起きた問題が「あっせん」の対象になります。

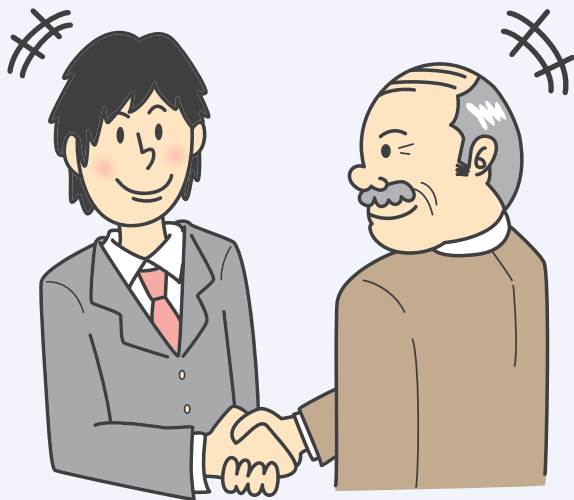
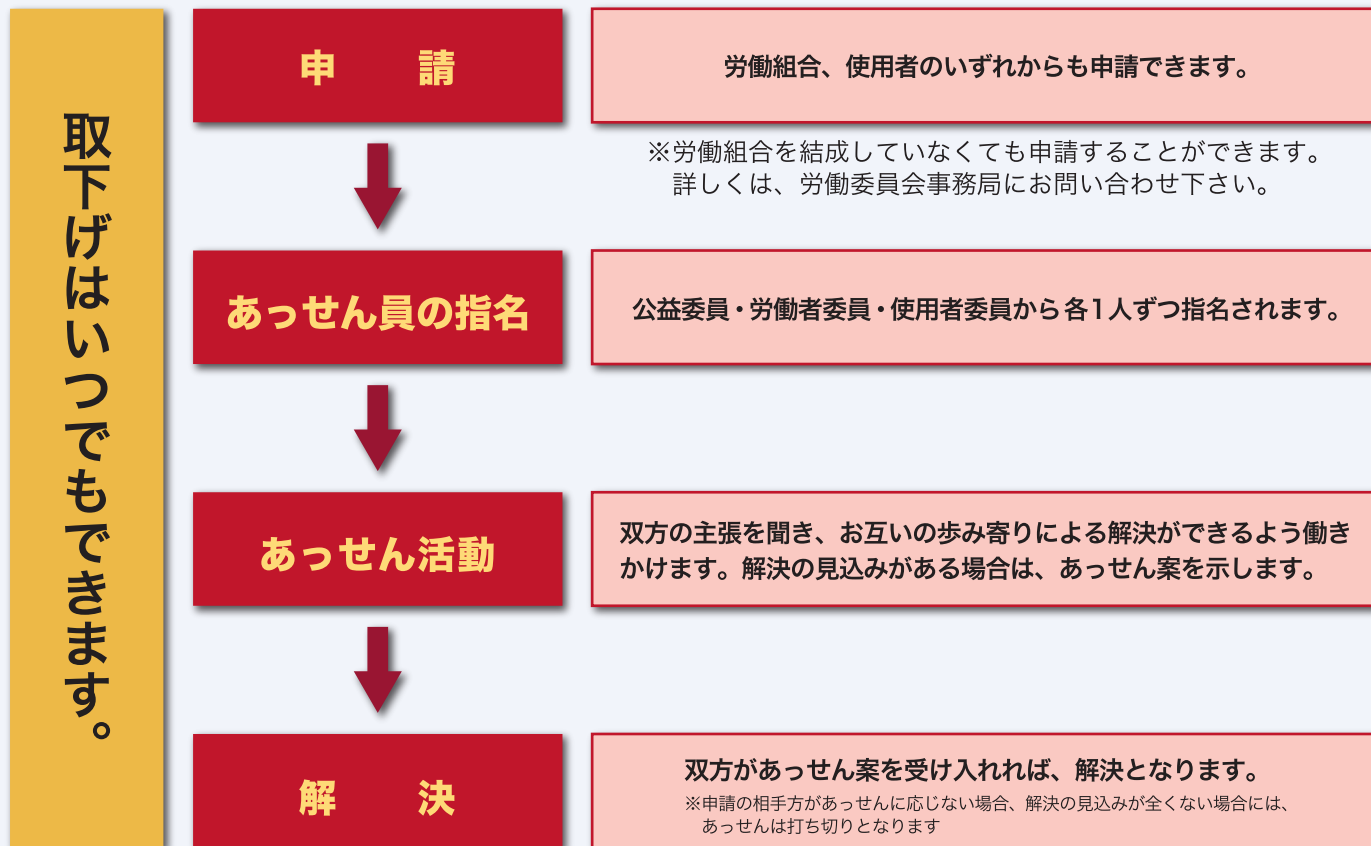
<例>

- 年末一時金交渉で、組合の要求と使用者の回答に隔たりがある。
- 組合員の整理解雇や配転問題で団体交渉がうまくいかない。
- 会社が自主廃業することになったが、退職金や再就職等の退職条件について使用者と合意できない。

## あっせんの流れ

労働組合や労働者の集団と使用者の間で、労働条件等の問題について、交渉がうまくいかず、自主的な解決が困難な場合、労働委員会が当事者間の話し合いを公平・中立な立場で調整し、紛争が解決するようにお手伝いします。

あっせんは次のような流れになっています。



※労働委員会への相談、手続などに費用はかかりません。  
また、秘密は固く守られますので、安心してご利用ください。

互 譲

